

令和2年3月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和2年3月10日（火）午後3時01分から午後4時33分まで

2 開催場所 中山支所庁議室

3 出席委員 (15人)

会 長	15番	米澤 誠一			
農業委員	2番	小谷 恵	9番	田中 好道	
	4番	田中 喬	10番	川上 英章	
	5番	岡田 龍男	11番	江原 宏昭	
	6番	高虫 秀樹	12番	遠藤 幸子	
	7番	尾古 礼隆	13番	山下 一郎	
	8番	日野 浩一	14番	岸本 耕二	

推進委員	1番	黒見 憲治	6番	鳥橋 千廣
------	----	-------	----	-------

4 欠席委員 (2名) (農委1番 高塚 光春、農委3番 前田 繁昌)

5 議事録署名委員の決定 (14番 岸本 耕二、2番 小谷 恵)

6 会務報告 (別紙)

7 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

8 報告事項

(1) 賃貸借の解約について

(2) その他

9 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

10 農業委員会事務局職員

局 長	大黒辰信
主 幹	齋木貴敬
事務補助員	山根江利子

1 1 会議の概要

事務局

それでは開会に入らせていただきます。議長、挨拶をお願いします。

議長

今日はどうもご苦労さんでございます。色々とコロナで追い回されておりました、聞くところによりますとブロッコリーのほうも総会は延期だということでございますし、アスパルについても書面にて総会をしたということになっておりますし、果実部も上の方から19日まで延期したのにまんだ延ばしてくれということで、午前中に段取りをしたり延ばしていくということでの対応をしているということで、身近な自分たちのところもそれなりの対応をしていかんといけんと。農家自体もですね、高齢化になつとるもんですから、出たらやばいですよ、というようなことで出来るだけ避けて通らんといけんのかなということで対応しとると。そういうことで農業委員会の方にも、農業委員と推進委員の現地確認委員だけに集まっていって審議をするということで対応していきましようということでございますが、県も13日にあるものですね、これも無しということで、今度は23日にあるわけですが、これがどうなるかなということで検討中ということでございますし、鳥取県はまんだ出てないということでございますので、なるべく出ないということをしてないといえんことになっちゃうんじゃないかなと思っております。

それから、この前、認定農家の方ですね、大型機械のトラクターの対応について公道を使う場合にはちゃんとした設備をしてチェックをしてないと捕まるということで、これ〇〇町か〇〇市かどっちかでしたけども、もう6人ぐらい捕まっておるということで、捕まったら免許停止で免許証取り上げということで、それで5年間だか3年間だか免許取れませんよということになっておるそうでございます。今のところ、農高の分がいっぱい、免許センターがいっぱい。6人受けたら皆6人落ったということで、皆さん、乗ったことがないんで落ったということで非常にそのへんを大型農家ということで大型機械を持っておられる方について十分に考慮しながらですね、農業委員会もですね、知らん顔出来ないということで、この前、県のほうで話が出ておりましたので、それなりにメーカーのほうが大分入り込んでいって対応しているみたいですので、ロータリーを付けて公道を走ることはそれなりの設備をしていかないといけないということで、この前、認定農家で勉強会しましたけども、常にその辺を何らかのかたちで皆さんに伝えておかないと免許停止ということになりますので、十分に考慮していただきたいと思っておりますので、実際に捕まえとるということでございますので、気を付けていただきますようによろしくお願いいたします。

そういう中でですね、農業委員会として、どうしてもしていかないけん部分がございますので、定例会をやりますので、一つ短時間で速やかに審議していきたいと思っておりますので、協力の程よろしくお願いいたします。

議長 それでは欠席は1番委員さんと3番委員さんが欠席でございますので、よろしくお願いいたします。定数に足りますので定例会が開かれることを確認いたします。

 それからですね、議事録署名委員ですが、14番委員さん、2番委員さん、よろしくお願いいたします。

議長 では、会務報告を、事務局よろしくお願いいたします。

事務局

【会務報告】

- (2月 6日) ・1月定例農業委員会について。
- (2月17日) ・名和地区農業相談日について。相談件数なし。
- (2月21日) ・大山町人・農地プラン検討会について。
- (2月25日) ・常設審議委員会について。
 - ・大山地区農業相談日について。相談件数1件あり。
- (2月26日) ・令和元年度県農業委員会職員協議会研修会について。
 - ・農業次世代人材投資事業及び就農条件整備事業に係る就農・営農状況確認会について。

議長 今の会務報告について、何かご質問があれば。
 なければ議案に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

 番号6番、土地の所在ですけれども〇〇△△△△、田、1, 968㎡、譲渡人が□□さん、譲受人が◇さんでございます。価格につきましては10a当たり※円ということでございます。

 現地に確認に行っておりますので、現地確認委員さん、報告をお願いいたします。

議長 現地確認委員の農委9番委員さん、よろしくお願いします。

農委9番委員 6番について、現地確認の報告をします。

 午前中、推委6番委員、推委1番委員、事務局長、私の4人で現地を見に行きました。現況はまだ敷いてはなかったんですけども、農地として畦も含めてきちんと管理してあって何ら問題ないのではないかと見てまいりました。皆さん、審議の方をよろしくお願いします。

議長 今、ご説明がございましたが、何かご質問ございませんでしょうか。
 何か質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

 (全員挙手)

 はい。全員賛成ですので承認いたしました。

事務局

まず最初、Aですね。先程言いました隣地の同意というところで、この所有者の■■■さんが隣地の◎◎さんのほうに同意書を持って行って同意して下さいと言いました。そうしたところ、◎◎さんが、ここは自分の地域というよりも区長さんと一緒にちょっと話をしたいなということで◎◎さんが区長さんのほうに相談に行きました。その結果、区長さんの***さんが農業委員会のほうに来られて、これは農振の関係なんですけども、同時に農林課の××も同席しておりますが、***さんが、まず〇〇〇の農地といった所はこれまで国から払い下げてもらったんであるというような経過を色々の説明をされて、農振農用地区域として開拓の農地を守っていくが近年は荒れてきているんだよと。でも自分は農地法があって所有権移転とか転用っていうのは農業委員会が許可するのは知っている。しかし、転用後については農地でなくなるので何をされるか分からない心配がある。つまり、この事業計画についてあまり良い感じは持っていないということでございます。◎◎さ

んが結局、区長さんだけに話をしに行ったので〇〇〇全体に話をしてほしいということになりました。ただ、これまで▼▼▼▼▼▼が出来た時からですね、▼▼▼▼▼▼から山の方に入る開拓道路については▼▼▼▼▼▼がこれまで何の説明もなく勝手に使っているというようなことで長々と不満を言っておられたということです。話に来られたら、自分は区長として話をまとめるなり、つまり、まとめるというのは賛成するどころではなくて、地域の意見をまとめるということでございます。それ以外に、太陽光発電であそこら辺にまた出来るというようなことがあって、その話をされたんですけども、それは割愛をさせていただきます。

この後、■■さんがですね、〇〇〇のほうに話をされに行かれました。それが裏のBになります。区長さん、それから他6名が〇〇〇の集落の方、説明は■■さんと◆◆◆さんという▼▼▼▼▼の▼▼▼長でございます。説明に行きました。事業の説明をして、その後、意見が出されたのは転用内の糞尿について道路に流れないかということで、地下浸透になるというのは、これは雨水は地下浸透になりますけども、糞尿につきましては、その場から取って堆肥施設に置くということでございます。それ以外は先程言いました、▼▼▼▼▼▼が勝手に農道を使っているという話で、事業についての話は一向に話し合いの土俵にも乗らなかったということでございました。そういうふうなことを■■さんから私が聞きましたので、それをまとめました。

その後ですね、最初、9月3日に***さんと◎◎さんが来られたんですけども、それから1週間も経たないうちだったと思いますけども、先程話をした自治会の説明会がありました。9月の下旬ですね、今度はその説明会を受けたということで、もう一度、〇〇〇の区長さんと◎◎さんが来られて国から払い下げをしてもらった地域の財産であるので転用はさせるなというふうに言われました。じゃあ、▼▼▼▼▼▼はと言うと、まず▼▼▼▼▼▼を作るときは町が仲立ちという格好で▼▼▼▼▼を作るときの際しての調印といいですか旧大山町の町長印が押してありました。つまり、▼▼▼▼▼▼とその当時の土地の所有者、現在建っている所の土地の所有者と大山町とで判が押してありまして確認書みたいなのがあったのは私見ました。つまり、これは町も仲に入っとるんだだけ、ちゃんと町も良い具合にせないけんじゃないかというようなことを***さんはずっと言っておられたわけですけども、その後も■■さんに言いました。話し合いってというのはこれ一回きりでなくて、何回か話をされればどうですかということで、▼▼▼▼▼▼に***さんが時々来られるので話をしてみようということでございましたが、最終的にもう話し合いがつかないということで、ここの▽▽▽ー▽の転用はやらなくて、元の今回申請のあった△△△ー△を申請するというので提出がございました。

じゃあ、どういった計画なのかということでございますけども、5ページにカラーの図面がございます。グレーに塗ってある所が▼▼が通る道でござ

います。ここには碎石を敷くという計画であります。では、中の天然芝というふうに書いてありますけども、中の事業計画はどうなんですかというふうに聞きましたら、ここはまだ計画はありませんと。「じゃあ、計画の無いものは今後どうするんですか。」というふうに確認をしたところ、「今後は考えてない。」ということです。農業委員会事務局としては、「じゃあ全体の転用というところは中の残った農地を計画無しで転用申請を挙げるということで受けるんですかね。」と■■■さんのほうに確認したところ、中の計画は無いんですけども、この場車道の計画については是非審議してもらいたいということで受けたところでございます。だいたい経過につきましては以上でございます。実は県の方にもこれは3,000㎡を越えますので県の方にも話をしまして現地確認もしました。県の農業会議の方から連絡があったのは、「天然芝の所はどういった計画なんですか。」というところの問い合わせがありました。何回も■■■さん、それから▼▼▼▼▼に連絡をして本当に計画が無いんですかと確認をしたところ「今のところ計画は無い。」ということでございます。状況につきましては以上でございます。

これについて、現地確認のほうに行っていておりますので、現地確認委員さんからの報告をお願いしますとともに、今日は本来は来ていただくなくても良かったんですけども、現地確認委員さん3人おられます。推進委員さんも2人いらっしゃるの、推進委員さんも今回ちょっと色々と揉めるというようなことを推測をされまして来ていただいておりますので、色々と審議等をしていただく中で、まず最初に現地の確認の報告をお願いいたします。

議長 では現地確認の農委9番さん、一つよろしく願いいたします。

農委9番委員 それでは議案第2号の5番について現地確認の報告をさせていただきます。

先程と同様に午前中に4人で現地を見てまいりました。ここですけども、道の面積というのが、この図で見ても分かるように、おおよそ3分の1、4分の1潰れるぐらいで残る農地のほうが多いというのが一つ問題。それから今の段階では天然芝にするということですけども、芝なのに農地から転用ということでオッケーを出して良いのか。それから見てきた時に、現地の状況がちょうど馬の堆肥をそこに撒いて処理をしている最中っていう感じだったです。もし糞の処理をしているのがこの土地だけだった場合、これから糞の処理というのはどうするのか、ちょっと糞尿の関係については色々と問題になってますので、そこらへんも確認をすべきじゃなかったかなということで、そこらへんが問題で如何なものかと、というところでちょっと皆さんに審議をしっかりとお願いをせんといけん事案かなと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 本当にこの問題は大きいです。常設委員会通りません。えらい事です。毎月、常設委員会に行って審議しとるんだけど、こういう図面が出てきて答

弁したらお前たち何考えとるだって怒られますよ。理屈が無い、計画も無い、ただしてごせと。堆肥はそのままそこに捨てて、処理をしてるというような処理も何だいやってというようなことになってくるんで。これ皆さん、どう思っておられるのか。それなりにきちんとした筋道を立てて農業委員会としての方針を決めとかなないと、何ぼでもいい加減になってきますよということを、やっぱりしとかなないけんじゃないかなと思います。皆さんの意見を聞きたいですけども、どうでしょうか。

推委1番委員 ちょっと良いですか。

議長 はい。

推委1番委員 同行したもんですけ、私なりの考え方を申し上げておきます。

推進委員の1番です。今日、現地に同行しましたので、流れとしては農委9番さんがおっしゃった内容だと思います。

一つがですね、色々な周囲との環境っていうのが非常に長い歴史の中で現在まできてるなという感じがしました。これは株式会社なんですけれども、代表が◆◆さんと■■さんの共同代表ということが登記簿謄本では載ってます。それが一つと、やはり〇〇〇の集落の方との軋轢があるというふうなことで、非常に慎重にせざるを得ない案件かなというふうに感じてます。今回の農地の転用申請は▼▼▼▼施設の新設というふうな説明を受けてますけれども、先程も説明がありましたように、全体が4、789㎡のうち▼▼道というのがざっと3割ですね、残り7割が天然芝を植え付けるという計画になっているわけだけど、天然芝を植え付けるということでの農地の転用というのは無いわけですので、天然芝の作付け後の計画が明らかにならなければ農地の転用は必要最低限の面積なのか、あるいは事由が確実に実行されるのか、その判断材料としては今の資料では難しいというふうに思います。県の方も天然芝の植え付け後の計画はどうなってますかっていうことを言ってますので、県の方の許可申請はやはり難しいんじゃないかというふうに私は思ってます。農業委員の皆さんの的確なご判断をお願いしたいというふうに思います。以上です。

議長 3人皆さんの、それなりに感じられたことを聞きたいですけども。

推委6番委員 午前中に行ってまいりまして、その時に感じたことですけど、糞尿処理場みたいなかたちになっております、はっきり言って。今のところがイタリアンみたいなものが生えておりまして、その上のほうに馬のうんこですか、そういうふうなものが転がっておったというのを目で見えております。これを、部落の方もここで言うておられるように、転用内の糞尿について道路に流れないかと、地下浸透、これは地下浸透はされるのはもう確実だと思いました、現場に行ったときに。後は碎石で道路を作るというふうなかたちになっておりましたけども、どんなもんかなと思って、碎石で馬車に乗って気持ち良いかそのへんも分かりません。▼▼がどんな▼▼か分かりませんけども、本当にそういうような計画になるだろうか、ちょっと疑問な所を感じました。以

上です。

議長

今、ご意見があったわけですが、現地確認のご意見もあり爽やかな感じじゃなかったわけですし、その馬の関係でそこに堆肥を広げて直ぐ鋤くなら良いけど、臭いまんまで投げとくというようなことで、またそいつも牧草に使って馬に食わせるとかっていうアイデアの中で、農地として上手く利用していけばまんだ使い道があるけど、どげでも全部そこを農地から外すっていうのは本当にこれちょっと難しい問題でないかなと。皆さんのご意見をちょっと聞きたいですけども。

農委 14 番委員 良いですか。

議長 はい。

農委 14 番委員 14 番です。私も牛を飼っておりますが、基本的にはこれだけ馬を飼育しとるっていうことは、やっぱり堆肥舎を作らんといけんでないかなと思うんだな。

法律で今そういうふうになつとるけ、酪農家も皆が堆肥舎を作つてやっておりますので。そのへんは県の指導やら何かで堆肥舎を作つて発酵させんと。生を畑に撒くっていうのは法律違反ですけんね。そのへんのことを県はどういうふうに言ってるんか知らんけど、そういう指導はだいたいせないけんなと思うだけだな。

農委 6 番委員 飼育とかそんなんじゃないけん観光だけん、逆に堆肥を取るとかそういう考え方ではないでないか。

農委 14 番委員 堆肥は取らんでもやっぱし処分はきちんとせないけんだけな法律で。だけ、そのへんをもうちょっと県や何かは指導せないけん。堆肥舎はやっぱり作ってもらわないけんなあと思いますね。

農委 6 番委員 うちらがよく聞くのは、牛屋さん、畜産農家は逆に堆肥舎がいるけど水稻農家はもし堆肥をもらった場合はいらない。それでちょっと思ったのは観光牧場、観光のほうで考えたら堆肥舎はいらないのかな。だけど実際、堆肥は絶対出るもんだけ、これをどういうふう処理されるのかっていうのは。

農委 4 番委員 関係ないと思うわ。

農委 14 番委員 今の法律では発酵せずに、牛舎から生で出すのは法律違反だけな。そういうふうになつとる。

農委 4 番委員 なつとるし、牛は 10 頭以上が堆肥舎作らないけんし、馬は何頭からかは知らんけど。観光であろうとなかろうと飼育しとるっていうことになる、ある頭数がおったら当然。

農委 14 番委員 堆肥舎を建てないけんと思うよ。

農委 9 番委員 糞尿処理について電話は繋がらんかいな。

事務局 はい。糞尿処理について現在ここでやっておりますけども、今度ここが転用になったときには別の農地に持って行くというふうに言っておられました。

農委 14 番委員 結局、なら堆肥舎はあるんですか。

議長 あんたが言つとる堆肥舎はなしで、そこに捨てとって鋤いとったっていう

意味だら、これまでは。

事務局 そうですね。その堆肥舎が有る無しで、堆肥舎での部分をここに持ってきて今回鋤いてると。

議長 飼料を作るっていう話は出てこなかった。

事務局 ないです。ここは転用するので作物を作るわけではないです。ただ今度はここがもし転用でなってしまった場合に、じゃあ今ここに持ってきた分はどこに持って行くのということを聞いたら、別の農地に持って行くというふうに言っておられました。

農委 1 4 番委員 ということは、堆肥舎があるっていうこと。

議長 堆肥舎はない。そこに投げっ放しでずっときたっていうこと。話にならなくて。

農委 1 4 番委員 じゃあ、駄目だね。

議長 これは常設委員会に持って行って、一発で怒られて「●●、何考えとるだ。」って言われますわ。大山町は何考えとるだって言われます。それも、利用します、って内容が何も無いだから。

(農委 1 3 番委員、挙手)

はい。なら農委 1 3 番さん、

農委 1 3 番委員 1 3 番です。要は転用必要最小限のものしか転用は認めないということなので、天然芝で何をするかっていう目的が、天然芝を植えて、その転用後にそこで事業として何をするかっていうことが無いので。ですから、せめて、通路部分が今回の事業目的に供する土地、それ以外は供さないということなので、本来の転用の、結局はしないことになるんで、この申請自体全体を転用ということは認められん。使わない所は分筆して農地で残してもらう。使用する部分だけ、目的を達成するための必要最小限の農地を許可申請出していただくっていうのが筋でないでしょうか。ここでキャンプしてもらったりとか何とか、芝にしてグランドゴルフとかそういったもんをしてもらって広場として使うんだというような計画なりがあるんであれば別ですけども。あくまで周囲を周回する通路のみを転用、今の計画であればそこだけしか使わないわけですから、そこは芝をしようが何をしようが使わないものまで許可を出す必要はないと思います。後、堆肥のことは言われましたけども、そもそもが畑なので農地に撒いて鋤きこんであればそれはそれで良いんでしょうけども、常時そこを堆肥捨て場につけていうのはまた別次元の問題で、今回の転用には関係ないと思います。

議長 その他、ご意見はございませんでしょうか。

(農委 1 2 番委員、挙手)

はい、1 2 番さん。

農委 1 2 番委員 1 2 番です。だいたい私の担当が〇〇地区で、何度かここを見に行ったことがあるんですけども、本当に大きな木があったりしてかなり荒れていました。一部分が畑みたいになってたような記憶もあるんですけども、そ

こがこれぐらいきれいになって利用できるということは良い事だとは思いますが、さっき農委13番委員がおっしゃったみたいに今回転用の目的で出されるのは、この通路っていうんですか、馬の通るところだけしか必要がないんじゃないかなと思いますし、その真ん中の利用っていうのはまた別の何か計画とか、きちっと聞く必要があるんじゃないかなと思います。

議長 他にありませんか。

農委11番委員 はい。

議長 はい、農委11番さん。

農委11番委員 はい。11番です。今、皆さんの色んな話を伺っているとですね、一番大事なのは地域がもう全然相手してないようなことにしか取れないじゃないですか。議長が言ったように恐らくそういうことも含めて通るわけないんだろうなという感じがします。申請してる自体がね、良く分かんないですよ。皆さん、良く分かってるかもしれないですけども、本当に道路だけなら分からんでもないですけども、何がしたいのか全然見えてこないのが現状だと思います。

議長 これ一遍、取り下げてください、もう一遍計画を立て直して申請してもらるか工夫してもらわんと、将来どうするかという方向性をきちんとしたり、住民との関わり方をしっかりやっていかないと農業委員会が悪者になっちゃいますので、許可したとかせんの問題でなくして、やはり地域と共に農地を守っていくもんですから、やはりその辺は大事にしていきたいなと思っておりますがどうでしょうか。

(異議なし、との声多数)

そういうことで、この件については一遍取り下げということで申請し直していただくということでよろしく願いいたします。

これについて、もう一遍審議しても良いという方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

なら、そういうことでもう一遍出していただくということにします。

議長 では6番について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 はい。6番につきましても説明をさせていただきます。

土地の所在ですけども、〇〇△△△-△、田、246㎡、同じく〇〇△△△-△、田、206㎡、貸人が■■■■■さん、借人が◆◆さん、親子関係でございます。権利の種類として使用貸借、目的ですけども、車庫、休憩所及び駐車場、進入路ということでございます。場所ははぐっていただいて6ページをご覧ください。〇〇の集落内の西側のほうに公民館がございます。その隣地になります。6ページの右側のほうに描いてあります、今回申請の△△△-△、それから△△△-△ということで通路と宅地ということになります。それからハグっていただいて7ページ、建物の配置図ということで、平成29年2月に2a未満で農具舎が既にもう建っております。これは届け出

がございます。その隣に車庫と休憩所ということで計画をされたわけですが、その前が駐車場、それから通路の拡張ということになります。今回、現地に行ったわけですが、実は1月に◆◆さんから相談がございました。もう既にプレハブを置いてしまって通路も作って碎石も敷いてしまったんだけどどうでしょうか、ということでございます。つまり事前着工してしまったということで、ご近所の方に元農業委員をしとられた方もいらっしゃって相談に行ったところ、農業委員会のほうに相談してお詫びせないけんでということで◆◆さんが来られました。もう既にしてあるわけでございますけども、何故こういう経過になったかというふうに聞きましたところ、プレハブの業者が「これ、置きや済むで。別にどうってことないよ。」というようなことを言われたということでございます。そういったことを◆◆さんも信じてやったわけですが、その元農業委員さんのほうに聞いたら「こりゃ、駄目だ」ということで始末書を書いてこられました。

『この度、大山町〇〇△△△-△について、宅地転用に伴い無知の為、確認申請はிரないと思ひ、プレハブ業者の言うとおりに埋め立てをし、プレハブを設置したことをお詫びいたします。今後、このような事がないように気を付けます。』という始末書が出ております。

もう既に着工はしてございますが、周辺農地につきましては、隣地は同じくここの所有者の■■■さんの農地でございます。その辺りは、本日現地確認をしておりますので現地確認委員さんからの報告をお願いいたします。

議長 現地確認の方、よろしくお願いいたします。

農委9番委員 議案第2号の6番について報告をいたします。これは先程と同じように今日の午前中4人で確認してまいりました。

現況はもう既に建ってしまっているんで、どうこうはないです。周辺の作物に影響も無いですし、隣の農地も自分の娘さんの農地だということで何ら問題はないかと思ひます。皆さん、審議をお願いします。

議長 今、ご説明がございましたが、これについてご質問がある方。

もう完全に出来上がってしまつとるわけですか。ただ置いてあるだけですね。埋め立てしてあつて、下は置いてあつて・・

農委9番委員 プレハブをクレーンで持ってきてそのまま置いたつていう。だけん、基礎から建てとれば本人も、農地どうこうつて気付いただらうけど、クレーン車で持ってきてポンと置いただけで、置いて多少は固定しとるだらうけども、そこまでちょっと頭が回らんかった。それから業者の人にここ碎石を敷いてどげこげして下さいつていうような感じで言われて、そのまま「はい。分かりました。」みたいな感じだったらしいです。午前中にその始末書つていうのも見させてもらひましたけども、無知の為つていうこと、それから本人も反省をしているつていうことを踏まえて審議の程をお願いしたいと思ひます。

議長 大工さんが入つとつて一遍止めたことがあるだけんな。大工さんストップつて言つて大工さんには帰つてもらつたことが現役の中でやつたことがあり

ますけども。もうポンと置かれたら中々難しいなと。皆さんのご意見ちょっとどうでしょうか。まあ、基礎までしてないもんですから。どうですか。

(農委13番委員、挙手)

はい。農委13番さん。

農委13番委員 ちなみに、駐車場ってのもそこももう碎石が敷いてある。

農委9番委員 ええ。

農委13番委員 もう出来上がってしまってるってこと。

農委9番委員 ええ。

農委13番委員 了解です。

議長 まあ、始末書が出てきとるだけ、基礎までして立派なもんが建つとるって
いうならちょっと待った、ストップって言えるけどポンって置いてしまつと
るもんだけ、どう言いようがないけど。わしも発言がし難て、えらいがな。

農委9番委員 さっきの碎石の件ですけども、私がちょっと個人的に聞いたにはクレー
ン車が入ってきてもらおうかと思ったけども、タイヤがはまって入っていけ
ないと。それで碎石なつと敷いてごせって言われて、それでトラックやク
レーン車が入ってこれんけってことで碎石を敷いたって聞きました。後で気
付いたら「あら、大変なことをしてしまった。」ということで◇◇さんの方、
それからうちの方にも直接謝りに来なったっていうようなところですよ。

議長 皆さんのご意見もうちょっと。

農委13番委員 改めまして。

議長 はい。

農委13番委員 許可相当であれば問題無いでないでしょうか。

議長 それなりの建物ですから、問題無いわけだし始末書がきちんと出ておつて
何も無しで「ええがな」なんて言つたら「始末書でも書いてこい」って言わ
ないけんですけども、それでないわけですから皆さんのご意見を拝聴して決
定したいと思いますが。

質問がなければこの件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員賛成ですので承認いたします。

議長 議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18
条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(朗読と詳細；詳細は
議案に明記) 以上です。

議長 今、ご説明がございましたが何かご質問ございますでしょうか。

(農委8番委員、挙手)

はい、どうぞ。

農委8番委員 8番です。ちょっとお尋ねしますけども、27ページの□□さんが設定を受けるもの、期間が19年というのがあるんですけど、これは上限とかいうのはないんですか。19年というのは初めて出てきたんで。この辺はどんなもんですか。ちょっとお尋ねしたかったんですけども。

議長 今、20年とか30年とかある。はっきり事務局言って下さい。

事務局 最高、50年というところまでは。

事務局 延びたと思います。

議長 民法でいくと50年ということになるんですけども。とりあえず19年というところは問題ないと思います。

農委8番委員 半端な数字だったもんで。

議長 19年と何か月なんですけども。ここには19年としか書いてません。

農委8番委員 はい。分かりました。

農委6番委員 すみません。

議長 はい。

農委6番委員 6番です。すみません。32ページと33ページ、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○さんなんですけども、作物内容が飼料というふうになっているんですけども、作物増やされたんですか。これまではだいたいブロッコリーやネギがメインだったような気がするんですけども。

議長 その作物の内容が飼料ということですよ。これまでブロッコリーですけども。そしたら帰りに申請書を見れば分かりますので、それを写したものですからもしかすると間違いがあるかもしれませんが、帰りに確認させて下さい。

農委6番委員 はい。分かりました。

議長 他に質問がございますか。

ないようですので番号174、175、253を除いて賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成でございますので承認いたしました。

議長 それでは農委6番委員さん、(議事参与の制限の為)部屋から出ていただきますようお願いいたします。

(農委6番委員、退室)

それでは番号174番、175番について何かご質問がございますか。

ないようですので賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成でございますので承認いたしました。

(農委6番委員、入室)

議長 253番について農委3番委員さん(議事参与の制限の為)外にお願いい

たします。

(農委 3 番委員、退室)

これについて何かご質問がございませんでしょうか。
ないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成ですので承認いたしました。

(農委 3 番委員、入室)

議長 議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画案について、ご説明をお願いいたします。

事務局 議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、照会があったので意見を求めます。(朗読と詳細；詳細は議案に明記) 以上です。

議長 今、ご説明がありましたが質問がございますでしょうか。
ないようですので、10 番と 16 番を除いて賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので承認いたしました。

議長 それでは 10 番の農委 9 番さん(議事参与の制限の為)外をお願いいたします。

(農委 9 番委員、退室)

10 番、農委 9 番さんについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、承認いたしました。

(農委 9 番委員、入室)

議長 16 番の農委 8 番さん、(議事参与の制限の為)一つ部屋の外へお願いいたします。

(農委 8 番委員、退室)

16 番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、承認いたしました。

(農委 8 番委員、入室)

議長 報告に入ります。賃貸借の解約については、たくさんありますので読んでおいて下さい。

議長 それから、その他に入ります。次の農業委員会の定例会の日程でございますが、4月13日、月曜日はいかがでしょう。

「はい」という返事が出ておりますが、そういうことで13日の午後3時から中山改善センターで行います。

事務局 態勢がどういうふうになるのか。まだ、状況によって分かんない。

議長 またこういう形になるのか、ちょっと分かりませんが、状態を見て検討していきますので、その時にはよろしくお願いします。また事務局と相談してこういう形にするのかまた検討してみたい。どういう状態で世の中が進んでいくのか分かりませんので、そういうことでお願いしたいと思います。

それと、現地確認委員は推委5番さんと推委10番さんと農委12番さん、よろしくお願いいたします。

2番については事務局の方で、ちょっとよろしくお願いします。

事務局 【その他】

- ・課税軽減農地の報告について。
- ・人・農地プランの状況について。
- ・農業相談日について。

議長 ご説明がございましたが、その他、何かございますでしょうか。
(農委13番委員、挙手)

はい。

農委13番委員 その他で、事務局からの文書で、町長との意見交換は今回無くなって延期ということになったということですが、とりあえず次回の予定なのか、それ以降になるのか。

議長 全員が集まらないと。要するに農業委員だけでなく推進委員も含めて参加出来るような状態にならないと開けないなというふうに事務局と話をしておりますので、ちょっとその辺はクエスチョンマークでお願いしたいと思います。

農委13番委員 要は開催が全体で出来るようであれば、4月にする予定ということですか。

議長 ちょっと皆がバタバタしとったり色んな事があるんで、前もって話をしとかなないと。来月についていう話ではないということを含めておいて下さい。

農委13番委員 分かりました。

議長 はい。事務局。

事務局 私、今日が最後の農業委員会となりました。皆さん方にはお世話になりました。ありがとうございました。また歓送迎会に呼んでください。

農委14番委員 ちょっと良いですか。その他で。

議長 はい。

農委14番委員 ▲▲農場さんは、基本的には外国人の労働者は入ってこんようにな

ったの。

議長 ▲▲農場の特区ってやつは、あれは国から蹴られました、前に。大山町と米子市と境とで組んで外国人の・・

農委14番委員 いや、それはいけんようになったけど。今後の外国人の労働者はやっぱり入ってこんだかいな。

議長 これは何か農協の方が検討しとるっちゅうような話をちょっと聞いておりますので、農協が絡んできちんと整理していったらなって。

農委14番委員 我々のところも▲▲農場が土地を借りて作っただけ。全然作らんようになったけ、どうなのかなと思って。

議長 あれが段々と問題になってきて、逃げてしまったりして行方不明が出たりして何か難しいそうでした。どうも、えらがつとるみたいで、ちょっと手を引いとるみたいですから。

農委14番委員 はい、分かりました。情報があつたらまた教えて下さい。

会長 はい。それについてはまた。よろしくお願いいたします。

それでもやっぱり、就農するって言っても泊まるところがあつたりとか、そういうところは町長さんと話してですね、それでないと、ただ「来ました。来ました。」だけじゃ「お前、見とけや。」ってわけにいかんですから十分に検討しながらやっていかないけんじゃないかなと。

それから新規就農者についてもですね、今ちょっとストップしてますけども、今後は準公務員でなしに、今は準公務員でしたけども、地域協力隊が今度は完全に公務員としてボーナスも出てというようなことで3年間やっていくというような新しい形でのやり方に変りますので、新たに制度がどんどん変わってきますので、もう少しその整理が付くまで募集は今ストップしますので、その辺のことも含めて検討していきますのでよろしくお願いいたします。

なければ以上を持ちまして、定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに記載する。

議長

米澤 誠一

議事録署名委員

岸本 耕二

議事録署名委員

小谷 恵

：上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しております。